

議案第1号

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 4年 3月 7日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、令和4年4月1日から実施する機構改革に伴い、関係条例を整理する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(みやき町部設置条例の一部改正)

第1条 みやき町部設置条例（平成17年みやき町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中クを削り、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 都市計画に関すること。

第2条第3号ア中「商工」を「商工観光」に改め、エを削り、オをエとし、カをオとし、キをカとする。

(みやき町総合計画審議会条例の一部改正)

第2条 みやき町総合計画審議会条例（平成17年みやき町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条中「企画調整課」を「総合政策課」に改める。

(みやき町情報公開条例の一部改正)

第3条 みやき町情報公開条例（平成17年みやき町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第9号中「企画調整課」を「情報未来課」に改める。

(みやき町都市計画審議会条例の一部改正)

第4条 みやき町都市計画審議会条例（平成17年みやき町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第10条中「事業部まちづくり課」を「総務部総合政策課」に改める。

(みやき町行政改革推進委員会条例の一部改正)

第5条 みやき町行政改革推進委員会条例（平成17年みやき町条例第149号）の一部を次のように改正する。

第9条中「企画調整課」を「総合政策課」に改める。

(みやき町国土利用計画審議会条例の一部改正)

第6条 みやき町国土利用計画審議会条例（平成18年みやき町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「事業部まちづくり課」を「総務部総合政策課」に改める。

(みやき町個人情報保護条例の一部改正)

第7条 みやき町個人情報保護条例（平成18年みやき町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第45条第9号中「企画調整課」を「情報未来課」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例に係る新旧対照表

第1条 みやき町部設置条例の一部改正

改 正 前	改 正 後
<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>ク <u>観光に関すること。</u></p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業部</p> <p>ア <u>農政及び商工</u>に関すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>都市計画に関すること</u></p> <p>オ～キ (略)</p>	<p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>都市計画に関すること。</u></p> <p>ウ～ク (略)</p> <p>ケ～サ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 事業部</p> <p>ア <u>農政及び商工観光</u>に関すること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ～カ (略)</p>

第2条 みやき町総合計画審議会条例の一部改正

改 正 前	改 正 後
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、総務部<u>企画調整課</u>において行う。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、総務部<u>総合政策課</u>において行う。</p>

第3条 みやき町情報公開条例の一部改正

改 正 前	改 正 後
<p>(審査会の会議等)</p> <p>第17条</p> <p>9 審査会の庶務は、総務部<u>企画調整課</u>において処理する。</p>	<p>(審査会の会議等)</p> <p>第17条</p> <p>9 審査会の庶務は、総務部<u>情報未来課</u>において行う。</p>

第4条 みやき町都市計画審議会条例の一部改正

改 正 前	改 正 後
<p>(庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、<u>事業部まちづくり課</u>において行う。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、<u>総務部総合政策課</u>において行う。</p>

第5条 みやき町行政改革推進委員会条例の一部改正

改 正 前	改 正 後
<p>(庶務)</p> <p>第10条 審議会の庶務は、総務部<u>企画調整課</u>において行う。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、総務部<u>総合政策課</u>において行う。</p>

第6条 みやき町国土利用計画審議会条例の一部改正

改 正 前	改 正 後
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>事業部まちづくり課</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>総務部総合政策課</u>において処理する。</p>

第7条 みやき町個人情報保護条例の一部改正

改正前	改正後
<p>(審査会の会議等) 第45条 9 審査会の庶務は、総務部<u>企画調整課</u>で処理する。</p>	<p>(審査会の会議等) 第45条 9 審査会の庶務は、総務部<u>情報未来課</u>で処理する。</p>